



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *32 公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則 (総務学事課)
- *33 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)
- *34 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会推進課)
- *35 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 訓令

- *10 職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令 (人事課)

○ 県議会に関する事項

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

規 則

和歌山県規則第32号

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 契約の方法
- (3) その他法人の業務の執行に関して必要な事項 (中期計画の認可の申請等)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前

までに(法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 法第40条第4項の規定に基づき業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項 (年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について、和歌山県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の規定により提出する中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

第9条 知事は、法人が業務のため取得しようとし、又は取得した償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該償却

資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 第1項の規定により指定した償却資産について、当該指定に係る事由が存しなくなったと認められる場合は、知事は、当該指定を取り消すことができる。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に関する承認の手続)

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年

度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第15条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積り額)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 法人の成立の際法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第9条第1項の規定による指定があったものとみなす。

和歌山県規則第33号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則
和歌山県社会福祉審議会規則(平成15年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課」を

「福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課」に、「福祉保健部社会福祉局障害福祉課」を「福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課」に、「及び児童福祉専門分科会養護保育部会」を「、児童福祉専門分科会養護保育部会及び児童福祉専門分科会母子保健部会」に、「福祉保健部社会福祉局子育て推進課」を「福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課」に改め、「、児童福祉専門分科会母子保健部会に係るものについては福祉保健部健康局健康対策課において」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

題名中「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定介護予防サービス事業者」を加える。

第1条中「、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）」を削り、「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定介護予防サービス事業者」を加える。

第2条中「及び法第107条第1項」を「、法第107条第1項及び法第115条の2第1項」に改める。

第11条を削る。

第10条中「取消し」の次に「若しくは効力の停止」を、「受理」の次に「並びに法第76条の2第3項、法第83条の2第3項、法第91条の2第3項、法第103条第3項、法第113条の2第3項及び法第115条の7第3項の規定による命令」を加え、同条を第11条とする。

第9条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「及び法第111条」を「、法第111条及び第115条の5並びに法第105条において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項及び第9条第1項」に、「及び施

行規則第140条」を「、施行規則第140条及び施行規則第140条の19」に、「別記第3号様式により、事業」を「別記第4号様式により、事業」に、「別記第4号様式により、それぞれ」を「別記第5号様式により、それぞれ」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「、法第72条第1項ただし書、施行法第4条ただし書及び施行法第5条ただし書」を「及び法第72条第1項ただし書（法第115条の10において準用する場合を含む。）」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定の更新）

第3条 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）、「法第79条の2第1項、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項及び法第107条の2第1項の規定による指定又は許可の更新の申請は、別記第2号様式により行うものとする。

2 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）、「法第79条の2第1項、法第86条の2第1項、法第94条の2第1項及び法第107条の2第1項の規定により指定又は許可の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に表示するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（公示）

第12条 法第76条の2第4項、法第78条、法第83条の2第4項、法第85条、法第91条の2第4項、法第93条、法第103条第4項、法第113条の2第4項、法第115条、法第115の7第4項及び法第115条の9の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業者番号

(2) 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の名称及び所在地

(3) 当該事業所若しくは施設の指定若しくは許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者が開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

(4) 指定、指定の辞退、命令、指定の取消し又は効力の停止及び事業の廃止の年月日

(5) サービスの種類

2 法第94条第1項の許可、法第104条の許可の取消し及び効力の停止並びに法第105条において準用する医療法第9条第1項の規定による廃止をしたときは、公示をするものとする。

3 第1項の規定は、前項の公示について準用する。この場

合において、第1項第4号中「指定」とあるのは「許可」と、
「指定の取消し又は効力の停止」とあるのは「許可の取消
し又は効力の停止」と読み替えるものとする。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

受付番号

指定居宅サービス事業者
 指定介護予防サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

申請者

名称

代表者の氏名



介護保険法に規定する事業者(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請 (開 設) 者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)					
	申請者連絡先	電話番号				FAX番号	
	法人の種類別				法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	
代表者の住所	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)						
指定 (許 可) を 受 け よ う と す る 事 業 所 ・ 施 設 の 種 類	フリガナ						
	事業所の名称						
	事業所等の所在地	(郵便番号 -) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)					
	同一所在地において行う事業等の種類	居宅サービス		介護予防サービス			
		実施 事業	指定(許可)申請を する事業等の事業 開始予定年月日	既に指定等を受け ている事業等の指 定(許可)年月日	実施 事業	指定(許可)申請を する事業等の事業 開始予定年月日	既に指定等を受け ている事業等の指 定(許可)年月日
	訪問介護						
	訪問入浴介護						
	訪問看護						
	訪問リハビリテーション						
	居宅療養管理指導						
	通所介護						
	通所リハビリテーション						
	短期入所生活介護						
	短期入所療養介護						
	特定施設入居者生活介護						
福祉用具貸与							
特定福祉用具販売							
居宅介護支援	施設サービス						
介護老人福祉施設							
介護老人保健施設							
介護療養型医療施設							
介護保険事業者番号	3 0		(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等							

備考

- 1 「受付番号」、「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請(開設)者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するものについて該当する欄に「◎」を、既に指定を受けているものについて該当する欄に「○」を記入してください。なお、今回の申請に伴って、法第72条第1項の規定に基づき、指定があったものとみなされる事業については、「実施事業」欄に「みなし」と記載してください。
- 5 「指定(許可)申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始(開設)予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定(許可)された年月日(法第71条又は法第72条に基づき指定があったものとみなされたときは、保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定(許可)があったものとみなされたものについては「12. 4. 1.」を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

別記第9号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に、「殿」を「様」に、

- | |
|---------------------|
| 1 療養病床を有する病院 |
| 2 療養病床を有する診療所 |
| 3 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院 |
| 4 介護力強化病棟 |

- | |
|-------|
| 1 療養病 |
| 2 療養病 |
| 3 老人性 |

床を有する病院
床を有する診療所
認知症患者療養病棟を有する病院

に改め、同様式を別記

第10号様式とする。

別記第8号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「殿」を「様」に、

- | |
|-------------|
| 1 新規開設のため |
| 2 管理者の変更のため |

- | |
|----------------|
| 1 新規開設のため |
| 2 管理者の変更のため |
| (変更年月日: 年 月 日) |

に、「経歴等」を「経歴、医師免許証及び雇用契約書の写し」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「殿」を「様」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「殿」を「様」に改め、「代表者(開設者)の氏名」の次に「生年月日」を加え、「訪問入浴介護事業に限る。」を「訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業」に、

18 併設施設の状況

を

- | |
|-------|
| 18 併設 |
| 19 役員 |
| 20 介護 |

施設の状況等

の氏名、生年月日及び住所
支援専門員の氏名及びその登録番号

に改め、同様式を

別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「殿」を「様」に、

1 訪問看護

1 訪問看護

- | |
|---------------|
| 2 訪問リハビリテーション |
| 3 居宅療養管理指導 |
| 4 通所リハビリテーション |
| 5 短期入所療養介護 |

を

- | |
|----------------|
| 2 介護予防訪問看護 |
| 3 訪問リハビリテーション |
| 4 介護予防訪問リハビリテ |
| 5 居宅療養管理指導 |
| 6 介護予防居宅療養管理指 |
| 7 通所リハビリテーション |
| 8 介護予防通所リハビリテ |
| 9 短期入所療養介護 |
| 10 介護予防短期入所療養介 |

ーション
導
ーション
護

に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1

号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式(第3条関係)

受付番号

指定居宅サービス事業者
 指定介護予防サービス事業者
 指定居宅介護支援事業者
 介護保険施設

指定(許可)更新申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

申請者

名称

代表者の氏名

印

介護保険法に規定する事業者(施設)に係る指定(許可)更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	申請者連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類別				法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日
事業所	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	フリガナ					
	事業所の名称					
	事業所等の所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	事業所連絡先	電話番号			FAX番号	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
備考	フリガナ					
	事務所の名称					
	事務所の所在地	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)				
	事務所連絡先	電話番号			FAX番号	
管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	フリガナ 氏名				生年月日	経歴別添のとおり
事業等の種類						
現に受けている指定の有効期間満了日						
役員の名、生年月日及び住所					別添のとおり	
法第70条の2第4項で準用する法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面					別添のとおり	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号					別添のとおり	

備考

- 1 「受付番号」、「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項中「医科大学附属病院、医科大学附属紀北分院、保健所及びこころの医療センター並びに企業局」を「公営企業課、保健所及びこころの医療センター」に改める。

別表第2の1の項中「海草振興局税務部 海草振興局健康福祉部」を「海草振興局健康福祉部」に、「那賀振興局県民行政部 伊都振興局県民行政部 有田振興局県民行政部 日高振興局県民行政部」を「那賀振興局総務室 伊都振興局総務室 有田振興局総務室 日高振興局総務室」に、「西牟婁振興局県民行政部 東牟婁振興局県民行政部」を「西牟婁振興局総務室 東牟婁振興局総務室」に、「東牟婁振興局串本建設部 医科大学 環境衛生研究センター」を「東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 環境衛

生研究センター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木 村 良 樹

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程（昭和32年和歌山県訓令第556号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

行政職給料表	9級、8級又は7級の職務にある者	6級、5級、4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者
研究職給料表	5級の職務にある者	4級若しくは3級の職務にある者又は2級の職務の29号給以上の号給にある者	2級の職務の1号給から28号給までの号給にある者又は1級の職務にある者
医療職給料表（1）	4級の職務にある者	3級又は2級の職務にある者	1級の職務にある者
医療職給料表（2）		7級、6級、5級若しくは4級の職務にある者又は3級の職務の9号給以上の号給にある者	3級の職務の1号給から8号給までの号給にある者又は2級若しくは1級の職務にある者
医療職給料表（3）		6級、5級若しくは4級の職務にある者又は3級の職務の13号給以上の号給にある者	3級の職務の1号給から12号給までの号給にある者又は2級若しくは1級の職務にある者
現業職給料表		5級、4級又は3級の職務にある者	2級以下の職務にある者
第1号任期付研究員の給料表	6級、5級又は4級の職務にある者	3級以下の職務にある者	
第2号任期付研究員の給料表		3級以下の職務にある者	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県議会議長 吉 井 和 視

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

和歌山県議会事務局規程（昭和63年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務課及び議事課」を「総務課、議事課及び調

査課」に、同条の表中 「 調査課」 を 「 調査課」

政策班 に改める。

第3条総務課の項第8号を次のように改める。

(8) 全国議長会の総括に関すること。

第3条議事課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 常任委員会に係る調査に関すること（議事課分掌分に限る。）

第3条調査課の項第8号を次のように改める。

(8) 議長会等に関すること（総務課分掌分を除く。）。)

第3条総務課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 議員提案政策条例に関すること。

第5条第2項の表中

主 幹	上司の命を受け、特に指 務に従事する。
-----	------------------------

定された事

を

主 幹	上司の命を受け、特に指定さ 務に従事する。
総括調査員	上司の命を受け、特に指定さ 務に従事する。

れた事

に改める。

れた事

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。